

一般財団法人絹谷幸二美術財団
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人絹谷幸二美術財団(英文名をKOJI KINUTANI ART FOUNDATION)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。
2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、美術分野における具象的傾向の絵画創作を支援するため、若手美術家の優れた創作活動に対して顕彰し、あわせて具象的傾向の絵画の理解と普及啓発を図り、もって我が国芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
若手美術家の具象的傾向の絵画創作活動に対する顕彰
講演会、講習会、出版、美術作品の展示公開等を通じた美術教育の向上並びに普及啓発活動
その他この法人の目的を達成するに必要な事業
2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人の公告は、電子公告による。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

第3章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都世田谷区成城四丁目6番15号

設立者 絹谷 幸二

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

基本財産として指定して寄附された財産

理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。
- 3 公益財団法人への移行日以後に寄附、購入等の行為により取得した財産は理事会の承認を得て、基本財産及び不可欠特定財産に繰り入れることができる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの種類については承認を受けなければならない。

事業報告

事業報告の附属明細書

貸借対照表

損益計算書(正味財産増減計算書)

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

財産目録

- 2 前項の書類中第1項第1号から第3号までの書類のほか、次の書類を、主

たる事務所に5年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

監査報告

理事及び監事並びに評議員の名簿

理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を

執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その会議において、出席評議員の中から互選により定める。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

理事及び監事の選任又は解任

理事及び監事の報酬等の額
評議員に対する報酬等の支給の基準
貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属
明細書の承認
定款の変更
残余財産の処分
基本財産の処分又は除外の承認
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

（開 催）

- 第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

（招 集）

- 第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

- 第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（決 議）

- 第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

監事の解任
評議員に対する報酬等の支給の基準
定款の変更
基本財産の処分又は除外の承認
その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員（その事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

- 第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会へ報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

- 第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 1名

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で、年2回以上その職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬 等)

第 3 1 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 3 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事の互選により理事会の議長を選出する。

(権 限)

第 3 3 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議 の 省略)

第 3 6 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事（その事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 27 条第 3 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 40 条 この法人には、第 4 条第 1 項第 1 号の事業にかかる選考を行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、3 名以上 5 名以内の委員をもって構成する。

3 選考委員は、学識経験のある者のうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

4 選考委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 補欠により選出された選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(備付け書類及び帳簿)

第46条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

定款

評議員、理事、監事の名簿

認定、許可、認可等及び登記に関する書類

評議員会及び理事会の議事に関する書類

財産目録

役員等の報酬規程

事業計画書及び収支予算書

事業報告書及び計算書類等

監査報告書

その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第 1 1 章 附 則

(設立時評議員)

第 4 7 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 絹谷 幸太、武藤 敏郎、島田 精一

(設立時役員等)

第 4 8 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 絹谷 幸二、大高 保二郎、村上 仁志

設立時代表理事 絹谷 幸二

設立時監事 梅澤 拓

(最初の事業計画等)

第 4 9 条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 5 0 条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(法令の準拠)

第 5 1 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 . この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から一部改訂施行する。